

会

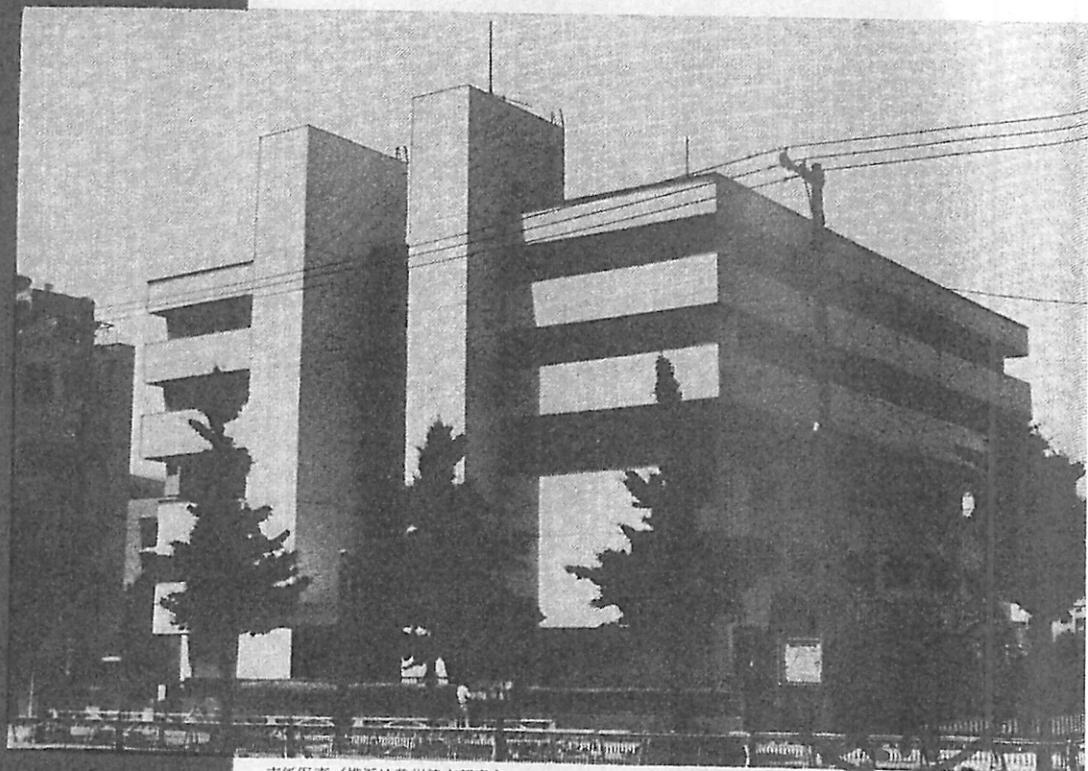
報

贈呈

, '82

第79号

〔座談会〕	最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む.....	2
〔書協実務研究室コーナー〕	勾留票の一生.....	13
	戸籍訂正絡みの入籍相談.....	34
〔実務研究〕	元利均等月賦弁済に関する理論計算とその応用.....	48
〔資料〕	刑事訟廷実務「押収物係の巻」.....	65
	下級裁判所訟廷事務室（仮称）沿革誌.....	71
	令状関係参考文献.....	96



表紙写真／横浜地裁川崎支部庁舎

全国裁判所書記官協議会

全国書協会報〔季刊〕第79号

目 次

卷頭言	1
〔座談会〕	
最高裁総務局・人事局各課長、参事官を囲む	2
〔書協実務研究室コーナー〕	
刑事……勾留票の一生	福岡高裁管内支部刑事実務研究班 13
家事……戸籍訂正絡みの入籍相談	広島高裁管内支部家事実務研究班 34
〔実務研究〕	
元利均等月賦弁済に関する理論計算とその応用	松本一夫 48
〔資料〕	
刑事訟廷実務「押収物係の巻」	小林重義 65
下級裁判所訟廷事務室（仮称）沿革誌	河副弘 71
令状関係参考文献	96
〔本部と支部との交流会だより〕	
大阪／福岡／東京／高松	130
〔判例紹介〕	
東京高裁刑事裁判から	135
<hr/>	
本部だより	128
支部役員名簿	12
〈俳句〉かすみ俳句会	69
〈編集手帖カット文字〉の解説	高木良夫 70
原稿募集	95
<hr/>	
☆ 判例要旨紹介—民事—最高裁判所判例要旨（昭和56年11月～57年3月）	136
下級裁判所判例要旨（昭和55年1月29日～4月30日）	139
一刑事—最高裁判所判例要旨（昭和57年2月～3月）	141
下級裁判所判例要旨（昭和55年1月9日～4月24日）	142
一家事—最高裁判所判例要旨（昭和56年1月・4月）	150
下級裁判所判例要旨（昭和54年10月31日～56年2月24日）	151
一少年一下級裁判所判例要旨（昭和55年1月11日～12月20日）	155
《卷頭言カット》…後藤三男（元千葉地裁）	《編集手帖カット》…高木良夫（新潟地裁）

昭和57年4月23日
麹町会館

各課長、参事官を囲む

小林総務部長 それでは只今から、総務局、人事局各課長、参事官と、全国書協本部役員との座談会を開催いたします。

例年のことですが、私どもが企画いたしましたこの座談会につきまして、各課長、参事官には深い御理解をいただき、御多忙中、しかもお疲れのところを厭わざ御出席くださいまして、ありがとうございました。

座談会を開催するに当たりまして、姫島会長から御挨拶を申し上げます。

姫島会長 本日は、私どもが企画いたしましたこの座談会に、各課長、参事官の方々には、お忙しい折にもかかわらず、御出席いただき座談会開催の機会をお与えただけましたことをありがたく思っております。厚く御礼申し上げます。

二 書記官制度の展望について
—— に對処する具体的方策を中心として ——
1 年次別退職者予想と充足計画
2 勤務官など補助職の活用
3 勤務の延長、再任用制度の運用方針

一 昭和五七年度等級別定数について
二 書記官制度の展望について
—— に對処する具体的方策を中心として ——
1 年次別退職者予想と充足計画
2 勤務官など補助職の活用
3 勤務の延長、再任用制度の運用方針
4 機械化の展望
5 供述録取事務
三 書記官の昇進について
特に主任書記官選考試験復活の是非
四 総務局三課の今後の作業計画
五 その他

小林総務部長 それで、この座談会が、かなり長い歴史的経過を経て、ずっと今日に及んでいます。うと思われます。御承知のように、私は年四回定期刊行の機関誌を発刊いたしておりますが、全国の会員である書記官、事務官が、この座談会記事を一番注目しているというか、興味をもつていて申しましようか、身近かな関心ある問題が話し合われるということから、數ある記事の中で、この座談会記事だけは一番多くの者に読まれているといわれておられるようございます。本日も、全国の会員にとって関心のある問題が、話し合われるること存じます。どうぞ、そのような意味合いで、ざぶくばらんにお話しいただければ、幸いだと考えております。

本日の座談会テーマの中には、差し迫つての問題として、書記官の大変退職の時期が愈々迫ってきております。関係がある、これを踏ふえた問題が中心になりますが、存じます。私どもいたしまして、この問題について、黙つて眺めてい

小林総務部長 それでは、これから

一 昭和五七年度等級別定数について

ついて

小林総務部長 それでは只今から、総務局、人事局各課長、参事官と、全国書協本部役員との座談会を開催いたします。

例年のことですが、私どもが企画いたしましたこの座談会につきまして、各課長、参事官には深い御理解をいただき、御多忙中、しかもお疲れのところを厭わざ御出席くださいまして、ありがとうございました。

座談会を開催するに当たりまして、姫島会長から御挨拶を申し上げます。

姫島会長 本日は、私どもが企画いたしましたこの座談会に、各課長、参事官の方々には、お忙しい折にもかかわらず、御出席いただき座談会開催の機会をお与えただけましたことをありがたく思っております。厚く御礼申し上げます。

二 書記官制度の展望について
—— に對処する具体的方策を中心として ——
1 年次別退職者予想と充足計画
2 勤務官など補助職の活用
3 勤務の延長、再任用制度の運用方針
4 機械化の展望
5 供述録取事務
三 書記官の昇進について
特に主任書記官選考試験復活の是非
四 総務局三課の今後の作業計画
五 その他

特集／座談会

最高裁総務局・人事局

出席者

最高裁判所例

總務局第一課長	荒井	史	男
同第二、三課長	竹崎	博	允
同 參事官	杉原	正	司
人事局給與課長	岡田	良	雄
同 任用課長	堀	幸	男
同 安東官	正盛	士	

書記官協議会側

橋	八	郎	工	次	一	雄	次	夫	幸	志	雄	郎	義	正	夫	夫	義	代
島	屋	村	藤	林	尾	谷	西	林	堺	田	木	村	林	澤	田	澤	下	
姫	土	木	遠	小	横	柏	熊	小	金	鈴	中	今	小	富	平	阪		
長	長	長	長	長	長	長	員	員	員	員	員	員	員	員	員	員	長	
會	副	同	事	總	企	同	同	同	編	同	同	同	同	理	副	調	查	
會	務	務	務	同	企	同	同	同	同	同	同	同	經	理	部	部	部	
															副	調	查	
															部	部	部	

従つて、その順序により座談会を進めまいりたいと存じます。まず、テーマの「昭和五七年度等級別定数について」からお願いしたいと思いますが、このテーマにつきましては、私ども最も関心ある問題で、例年の座談会テーマの冒頭で、必ず取り上げているものでございまして。昭和五七年度の等級別定数についての全般的な御説明と、運用方針、来年年度以降の見どし、及び定数回取に関するその後の大蔵当局との折衝経過、これについての運用面の問題、そのばかりザ



の概算要求の内容と並行して新しい年次別別定数の改定のための折衝をするわけでありまして、昭和五七年度の第一次別定数の改定につきましても、昨年末に一般の概算要求と並行して折衝をいたしました。その結果につきましては、既に概略等を御承知かとも思いますが、まだ

わいしん年度
衡をする
度の等級
じゆうはの影響もあり出ない状況にあると
いうことです。昭和五七年度の等級別定
数の改定数を昭和五六年度のそれと比較
しますと、数の上では減少しています
をいたし
が、今申し上げましたように、その母数
は、既に
が大幅に減ってきてているということから
すれば、いわば当然のことと考えております
が、まず

が会社を勤めますので、よろしくお願ひします。

の点についても、御説明いただきたいと存じます。

全般的な状況から申しますと、大変厳しい財政状況下の折衝であったというふうに、厳しい財政状況下にあるということは、何も今年に始まつたことではありませんが、せんが、とりわけ今年是非常に厳しい状

4
の改定という問題は、裁判所職員の待遇に直接関係する事柄であり、このために最大限の努力をしたつもりであります。その結果、今申し上げましたように、等級別定数の改定については、絶対数では減少しておりますが、少なくも昇格水準の水準を落すことなく、これを維持するための定数は確保することができたと考えており、一応の成果を納めたといい得るのでないかと考えております。

それでは、書記官を中心とした個々的な定数の切上げについて御説明いたします。
まず、行「」の二等級から一等級への切上げにつきましては、高裁の首席書記官について、二の座談会の際に御説明しておりますが、その際は八高裁の首席書記官のうち、上席者一名が二等級であつたものを、民、刑両首席を二等級に格付けしたいといううことで努力してまいりました。昨年の二等級の改定についても御説明しておりますが、從前は八高裁の首席書記官のうち、上席者一名が二等級であつたものを、民、刑両首席を二等級に格付けしたいといううことで努力してまいりました。昨年一年認められたのに統いて、本年が、昨年一年認められたのに統いて、本年も二等級の増加が認められたということです。

御承知のとおり、一等級のボストは非常に高い等級であるとか、この切上げはなかなか容易ではなく、時間がかかるとしてもひとつひとつ積み上げていくほかないと考えております。この結果、高裁の改定についても二等級から一等級への切上げは合計で五〇となつております。

ます。私どもとしましては、等級別定数の改定という問題は、裁判所職員の待遇に直接関係する事柄であり、このために最大限の努力をしたつもりであります。その結果、今申し上げましたように、等級別定数の改定については、絶対数では減少しておりますが、少なくも昇格水準の水準を落すことなく、これを維持するための定数は確保することができたと考えており、一応の成果を納めたといい得るのでないかと考えております。

それでは、書記官を中心とした個々的な定数の切上げについて御説明いたします。
まず、行「」の二等級から一等級への切上げにつきましては、高裁の首席書記官について、二の座談会の際に御説明しておりますが、その際は八高裁の首席書記官のうち、上席者一名が二等級であつたものを、民、刑両首席を二等級に格付けしたいといふことを希望してまいりました。御承知のように高裁の主任書記官については、全員三等級格付けが認められているわけでありま

付けができたということになります。そこで、地・家裁の主任書記官について、二の座談会の際に御説明いたしました。この間は、地・家裁の主任書記官について、二の座談会で

ます。いわゆる平四の書記官の三等級への切上げについては、現在のところ、上級について、各一の二等級から一等級への切上げが認められました。

次に、三等級から二等級への切上げについて、高裁の会計課長、地裁の事務官、檢審事務局長について、各一が認められております。

四等級から三等級への切上げについては、地・家裁の主任書記官について、二の座談会の際に御説明いたしました。御承知のように高裁の主任書記官については、全員三等級格付けが認められているわけでありま

すが、私どもとしましては、地・家裁の主任書記官についてもできる限り高い割合いで、三等級の格付けをしたいと考え、毎年努力してきていたところであります。

これまで定数の切上げの関係で手当を支払ってきたわけですが、これを年齢構成の推移に合わせて漸次是正していくというのが、定数の回収であります。

これをいま少し具体的に申し上げますと、年齢構成のふくらみに合わせて定数の切上げをし、そのふくらんだままの状態で定数を据え置くということになります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の回収について御説明いたします。この問題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問

題につきましては、昨年のこの座談会で

も詳しく述べておきましたと、職員の

程度理解いただいているものと思いま

すが、重ねて申し上げますと、職員の

年齢構成が極端なふくらみになつて

いる部分に対し、処遇の一貫性をもたらせるた

め、これまで定数の切上げの関係で手当

を支払ってきたわけですが、これを

年齢構成の推移に合わせて漸次是正して

いくというのが、定数の回収であります。

これが、この問題の核心であります。

それでは、統いて、この完全に定数の

回収について御説明いたします。この問題につきましては、昨年のこの座談会で詳しく述べておきましたと、職員の程度理解いただいているものと思いま

しておりますが、格別問題のない速記官の四等級について、二九の回収を認める、すなわち、それぞれ認めた程度で済んだわけです。しかし、本年度は、書記官の四等級について、二九の回収を認め、すなわち、四等級の定数のうち二九を五等級に切り下げるようになりました。この措置について、問題であるという指摘をする向きはやむを得ないことであります。申上げましたように、職員の年齢構成に合わせると、いうことからすれば、ある程度定数の回収に応ずることはやむを得ないことです。御理解いただけるものと考えております。ただ、上位の等級の定数を下位の等級の定数に切下げるということは、職員感情の面でもよくなことは間違いないませんので、私どもとしては、極力回収の数を少なくするということで努力をしました。

りましたから、回収が行われたから直ちに、昇格水準が下るということにはなりませんし、本年度も従来の水準を下ることなく、昇格を実施することができると思います。

以上が定数の切上げと定数の回収の関係でございます。

ことになります。次に、家裁調査官の關係では、二人目の次席家裁調査官として、一府二名が認められ、この結果、全国で二名の次席家裁調査官が置かれていたが、合計二六府ということになります。

て、問題であるという指摘をする向きが大きいではありませんか。今申し上げましたように、職員の年齢構成に合わせると、いうことからすれば、ある程度定数の回収に応じることはやむを得ないことであります。御理解いただけるものと考えております。ただ、上位の等級の定数を下位の等級の定数に切下げるということは、職員感情の面でもよくなきことは間違います。ありませんので、私どもとしては、極力回収の数を少なくするということで努力をしました。

りましたから、回収が行われたから直ちに、昇格水準が下るということにはなりませんし、本年度も従来の水準を下ることなく、昇格を実施することができると思っております。

ことになります。次に、家裁調査官の關係では、二人目の次席家裁調査官として、一府二名が認められ、この結果、全国で二名の次席家裁調査官が置かれていたる府が、合計二六府ということになります。

そのほか、高裁及び地・家裁の専門職が合計一一名認められました。この中に含まれて、高裁に置かれる人事専門官二名が含まれております。

以上がボスト増の関係でございます。
等級別定数の改定、定数の回収問題及びボスト増の問題について概略御説明申し上げたわけありますが、定数の一般的な運用の問題につきましては、ほぼ従来の水準を維持することができると考えております。少なくとも従来より悪くなるということはないと考えております。

昨年のこの座談会でも申し上げており

については、次席書記官が置かれる所は三
三戸になつたわけであります。そのほか
か、地裁支部の庶務課長のボスト増が新
序にそれぞれ一名ずつ、主任速記官が新たに二四認められ、これにより主任速記
官については、予算定数上、全国で七四
設置されることになります。

家裁の関係では、まず、首席書記官の
ボスト増が一戸について一名認められま
した。これは、二人目の首席書記官を設
置するもので、これで二人の首席書記官
が置かれる家裁が、全国で一戸という

二 書記官制度の展望について
—大量退職に対処する具体的方策を中心として—

粕谷企画調査部長 それでは、二のテーマに移させていただきまます。このテーマは、昨年の座談会でも取り上げたものですが、私どもとしましては、数年後に迫った書記官の大量退職時代を迎えるにどう対処すべきか、また、将来の書記官像をどう考えるべきか等について、

書記官制度の展望について
—大量退職に対処する具体的
の方策を中心として—

正盛委事官 人事局において年次別の退職者数の試算をしておりますが、現在のところ、書記官退職者数がピークにな

1 年次別退職者予想と充足計画



A black and white portrait of a man with dark hair, wearing a dark suit, white shirt, and patterned tie. He is looking slightly to his left. The photo is set within a circular frame.

同六七年位までと考えております。ところで、この年度ごとの書記官の退職者の推定数を申し上げますことは、誤解を招く虞れがありますので、差し控えさせていただきたいと思います。その理由は、

退職者数を推計する場合に、一定の年齢階層別の平均退職率、各年度の推定年齢構成等を基礎にして積算するわけですが、退職率をどうみるかということが問題で、例えば、五六歳以上の退職者数実績を推計上みるかみないかによっても変りますし、年度別の推定というのは、前提が沢山ございまして、余りはつきりした予測をたて難い面があります。このよ

うな前提条件を無視して推計結果の数字だけをお話するのは、かえって誤解を招く虞れがあるので、この点御理解いただきたいと思います。もつとも、昭和六〇年三月三一日から定年制が施行されますので、各年度ごとに定年に対応する人の数は、一定の時点で算出することができます、それを申し上げますと、昭和五九年度が三〇〇人余り、同六〇年度が四〇〇人余り、同六一年度が五〇〇人余り、同六二年から六五年度までの四年間が各六〇〇人台になり、同六六年度が

よつと落ちて五〇〇人弱、同六七年度が三〇〇人余り、同六八年度が二〇〇人台になり、その後は一〇〇人台が三年位続くというふうになるようです。以上が六〇歳に達する各年度別の数ということです

あります。

そこで、このような退職者が出ることに伴う欠員補充の方策につきましても、昨年の座談会でも申し上げましたように、基本的には、年齢分布の均等化を目指したいことと、書記官の質的低

下を防ぎながらやつていただきたいと考えています。

その後、関係局課等と検討を重ねてまいりまして現在までのところ、ある程度までの案は固めつありますが、しかし、現段階で皆様方にお知らせするまでに熟しておません。

大筋は昨年の座談会で申し上げたところ、基本的に大きな変更はありません。繰り返して申し上げますと、欠員補充を、基本的な面と、一過性の問題である応急的な面との二つに分けたいために、もつとも、昭和六〇年三月三一日から定年制が施行されますので、各年度ごとに定年に対応する人の数は、一定の時点で算出することができます、それを申し上げますと、昭和五九年度が三〇〇人余り、同六〇年度が四〇〇人余り、同六一年度が五〇〇人余り、同六二年から六五年度までの四年間が各六〇〇人台になり、同六六年度が

官の書記官への配置換、退職書記官の再任用、特例的任用等の方法ということになります。

2 事務官など補助職の活用

正盛參事官 大量退職の時期におきま



正盛參事官 合理化図ること

ができないか、そのため

どのような

方策が

考えられるかといった観点から、民事、

刑事、家事、少年のそれぞれの事務に

ついて、現在総務局第三課を中心

に、一つ一つの事務について質的・量的な洗

い出しをしている段階でございます。実

際問題として、その事務それぞれについ

てどの程度まで事務官に肩代りしてもら

えるか、書記官固有の事務の省力化につ

いても、現実に実務の中で運用してもら

うためには今後より広い角度からの検討

を経なければなりませんが、とりあえず

は、個々の事務の性質あるいは書記官

事務の中に占める重さといった問題点に

ついて現在種々検討している段階であり

ます。

事務の種類とか事務量等が、どの程度に有資格事務官を書記官に回すといふことが考えられるわけです。そのうちの事務官の肩代りの問題は、代替できる事務の種類とか事務量等が、どの程度に有資格事務官を書記官に回すといふことが前提になるのですが、これについては、後で総務局の方からお話をあらわします。

書記官に配置換するという点は、現に事務局において有資格事務官が占めているのが前提になるのですが、これについては、後で総務局の方からお話をあらわします。

正盛參事官 そのためには、個々の事務の性質あるいは書記官事務の中に占める重さといった問題点について現在種々検討している段階であります。

3 勤務の延長、再任用制度の運用 方針

正盛參事官 昨年の座談会でも少し触りましたけれども、その後、特に追加してお話をすることはございません。ただ定年法の規定から申ししますと、特定期定の定め、再任用の基準とかその手続の定めというものは、最高裁規則で定める必

要事項について、現在検討中であります。

正盛參事官 まだ

お話をすることはございません。

ただ定年法の規定から申しますと、特定期定の定め、再任用の基準とかその手続の定めというものは、最高裁規則で定める必

要事項について、現在検討中であります。

要がございます。その内容につきましては、定年法の趣旨とか、各省庁職員に対する人事院規則の定めなどを見極めながら、最高裁規則を定めていくということにならうかと思います。規則事項ではございませんが、任命権者が定める定年退職の日とか、勤務延長などにつきましては、裁判所職員全体について個別的に運用する必要がありますので、なんらかの形で、最高裁で統一的に基準を定めるところにならうかと思います。なお、これらの制度を大量退職期にどのように運用していくかということですが、大量退職が一過性の問題ですので、そのうちの再任用制度に重点を置いて、これを活用していくくといふ方向になるのではないかと思ひます。

て、最高裁としては、これまでにも種々の事務用機器を導入してきたわけです。

現在までのところ、本府及び地政支部ですが、これまでの整備を終り、今後も、引き続き、各年度への整備と更新を続けていきたいと考えております。

判原本綴り、あるいは、事件記録の整理用として各地の裁判所から、要望が高いものですから、現在のところ、高裁、地裁、家裁等へ順次配付を行つており、今後もこれを続けていきたいと考えております。

また、本年度から設置するものとして、数か所の高等裁判所資料課に、昭和三二年から昭和五五年までの邦文法律雑

誌に掲載された論文及び判例評議をデータ毎に、自動的に検索する高速自動検索機を設置することにしております。その

竹崎第二・三課長 最近、事務用機械の発達が著しく、そうした機械を必要に応じて導入していくことは、大量退職時

4 機械化の歴史

A black and white portrait of a man with dark hair, wearing a suit and tie. He is looking slightly to his left. The portrait is set within a circular frame.

この検索機については、設置した序における利用状況あるいはソフトの部分にも検討を加えたうえ、配付を広めるかどうかを考えたいと思っております。

機を設置することにしております。その効用あるは利用方法等の詳細について

卷之三

卷之三

竹崎第二・三課長 この問題は、過去何回かこの座談会で取り上げられてきたようですが、供述録取事務が書記官事務の中で、量的にも質的にも最も大きなウェイトを占めており、大量退職期が迫ってきたという関係で再び取り上げられたものと思います。この点について、総務局としては、供述録取事務の本来あるべき姿を踏まえたうえで、その合理化、

せいただきたいと思ひます。

ましいことでありますので、現に職務に携わる皆様方の建設的な御意見をお聞かせいただきたいと思います。

ものであります。いずれにしても、こういう機器の導入は、現実の必要に根ざしたものであることが最も望

連の作業の一つの局面に関しての省力化ということであり、長期的には、より総合的な合理化ということが、要請される

必要とされるか、という点に焦点を当てて本年度から試験的な設置を行いたいと考えております。これらは、いずれも

定型性の高い文書の作成事務では、特に威力を發揮すると思われるのですが、これが訟廷事務において、どの程度利用で

当面導入を検討しているものに、ワードプロセッサーの問題があります、これを受け承知のように、司法行政文書等比較的

うした観點から、逐語的調書を排して西領調書作成を推進すること、録音データの調書への引用、あるいは刑訴規則四条の二、または民訴法三五八条の二、三の活用、さらに公判調書の定型化等の具体的な方法を提示してきただわけです。これらの点のうち、要約調書の点と録音データの調書への引用の点について、重複を避けながら話をしてみたいと思います。要約調書の推進は現在でも十分に行われているとはいえないでしょう。大勢としては調書がますます詳細になりつつある状況ではないかと思われます。依然として多くの書記官が録音機を法廷に持ち込み、その録音の再製によつて逐語的な調書を作成しているのが実情のようになります。それには多くの原因が考えられ、裁判官、訴訟関係人の理解と協力を得ることも不可欠であると思われるのですが、他面、大量退職を控えているといひえ、さし迫った必要がないという意識から現状に妥協するというか、漫然と從来どおりのやり方が続けられているのです。そうだとすると、そういう録取事務のあり方、とりわけこれに慣れてしまつて、要約調書作成の能力が養われないのではないかということも懸念されるわけです。現場において裁判官と書記官とが、調書作成のあり方について、積極的に意

見を交換し、事件に応じて要約調書の作成を図るという働きかけの必要があるのではないかとと思われます。

次に、録音テープの調書への引用の問題についてですが、現在録音テープの引用を行っている府は、一、二の府のみで、いわば細々と続けられているというのが実情です。その原因は、これまでに度々いわれてきているわけですが、法的根拠の明確性の問題、当事者の同意の要否とその時機の問題、引用事件選択の問題あるいは裁判官の書記官事務のあり方に対する理解の問題などがあろうかと思ひます。また、その効用についても相当検討を重ねて工夫しなければ、必ずしも十分なものが期待できないということもあるうと思われます。そこで、そういう点を考えますと、当面の事務処理の中で、あえてこれを実施する程のことでもないといふ意識が支配的なではないかと思います。総務局としては、将来はテープの引用を一層拡大してよいのではないかと考へておられるわけですが、そのためには、前提条件があるわけとして、いろんな機会を通じて裁判官のこの点に関する理解を得ることが不可欠であろうと思つておりますし、また、今日まで行なわれてきた実績を検討し、最も効率的な運用の方策はどういうところにあるかという点を抽出することも必要であるうと思っております。

そのためには、既存の資料だけではなく、さらに試験的な実施を積み重ねて、こととも必要ではないかと考えております。

荒井第一課長　書記官事務の見直し

中では、昨年の座談会でも申し上げましたが、大量退職期をどう乗り切っていくか、という当面の問題点だけでなく、もう少し中期的、長期的展望をもって考へいく必要があるうと思います。そういう意味で、例えば、先程申し上げた書記官事務の点検作業の中には、最も書記官らしい仕事を大切にしていきながら、専務官、速記官を含めてそれぞれの職種で、どういう役割り分担をしていくのかを見まとい、言葉を変えれば、書記官事務についてどこまで純化していくことができるか、また、それが相当であるかの見方、観点からの検討も行っているわけですね。

それについては、第二、三課長から話があつたように、裁判官、訴訟関係人に理解を得ることが必要であると同時に、書記官の皆さんとの理解、意欲をも高めていくことが必要であるうと思います。裁判官、訴訟関係人の理解を得るところは、最終的にはそれぞれの裁判体で努力していくだくことですが、それだけで前進が難しいであろうということで、司法研修所とも協力しながら検討を進めたいと思います。(拍手) 以上です。よろしくお願いします。

が非常に詳しくなる趨勢にあることは、は
定できません。その原因、あるいは対
を考へるにつて司法研修所における教
育がかなり大事な役割を占めるのではないかと思われます。司法修習生は、一
最初に、いわゆる白表紙の記録に接する
わけですが、その記録に収録されている
調書が、一〇年前、二〇年前の調書の次
と相當當つてきていることに私ども気が
付きまして、ある意味で愕然としている
ところであります。書記官研修所では要
約調書の教育をし、総務局でも会同等を
通じ要約調書の方向を指向しておりま
す。
しかし、例えば、左陪席の裁判官か

ございました。主任書記官選考試験は、昭和三七年度を最後にして実施されません。試験だけ任用するということは、弊害があるかもわかりませんが、それを除去する何らかの方策を講じた上で、試験を復活していただけないものだろうかというような意見が、特に若い書記官から多く出でていますので、この点について、人事局の御意見を伺いたいと思ひます。

ません。
この試
験を復活
すること
について
は、若い
書記官を



三 書記官の昇進について—特

主任書記官選考試驗復活

の是非

稻谷企画調査部長 どうもありがとうございます

記官の仕事は何かということにからんで
こようかと想ひます。私どもは、主任書記
記官は法律的知識だけで足りるとか、あ
るいは、調書作成を中心とした現在の実

務ができるというようなことだけではなくて、預った部下の指導監督ができ、しかも全体としてスムーズな事務処理が行えるようなチーム作りのできる能力、すなわち、管理的な能力も必要とする点です。あると考へているわけであります。そういたしますと、ペーパーテストだけで果たしてそういう適任者が得られるのだろうかという点が、一番大きな問題点であります。広くそういう人材を求めるということになりますと、どうしてもペーパーテスト以外の方法というものを加味せざるを得ないのでないかと思うわけであります。

従いまして、現時点では、まだ試験制度の復活ということは具体的な検討の段階にいたっていないのが実情であります。これから将来、皆さんの御意見を伺つて、最も適当な方法があれば、検討していくたいと考えております。

四 総務局三課の今後の作業計画

柏谷企画調査部長 どうもありがとうございます。ございました。それでは、次の総務局三課の今後の作業計画について、お聞かせ頂きたいと思います。

杉原参考官 総務局第三課の本年度の業務計画の概要について、四点程申し上げたいと思います。

まず、第一点は、首席書記官会同の開催予定であります。本年は家庭裁判所の首次にかけて開催する予定であります。テレマとして、家裁の書記官事務、訟廷事務の改善についての問題、あるいは、首席書記官が行う指導、監督についての問題といった点を取り上げて頂く予定であります。やはり、本日もテーマになりました大量退職期に向つての具体的な方策について、問題の重点が置かれる事にならうかと思います。

第二点は、訟廷執務資料の刊行予定であります。これは二つあります。一つは、『裁判所書記官の執務と組織』(仮題)の作成を考えております。昭和四年一月に、訟廷執務資料第四号として、『裁判所書記官の執務組織について』という題で出したものがありますが、これの改訂版ということにならうかと思います。この四〇号は、発刊されて十数年も経過しておりますし、その後、速記管理官、主任速記官などの制度も新設されましたし、昨年は、大法廷首席書記官等に関する規則が公布されて、これに伴う関係通達の改正もなされました。また、この執務資料について、各方面から増刷の要望も出でたわけあります。こういったことから、見直しをして必要な修正を加えて、改訂版を作成しようとという計画を立てたわけであります。

第三点は、事件記録の編成に関する通達の解説であります。これは、本年一月に家事事件記録の編成に関する事務局として、家裁の書記官事務、訟廷事務の改善についての問題、あるいは、首席書記官が行う指導、監督についての問題といった点を取り上げて頂く予定であります。やはり、本日もテーマになりました大量退職期に向つての具体的な方策について、問題の重点が置かれる事にならうかと思います。

第三点は、事件記録の編成に関する通達の解説を見直しまして、これらの事件記録の編成についての通達の解説のすべてを一冊にまとめて訟廷執務資料として刊行しようという計画であります。これは、付録としてこれまで書記官会同で出された事件記録の編成に関する協議問題、協議結果を付けようと考へております。

第四点としましては、郵便送達報告書の様式の改正であります。これは、ただ今の国会で審議中であります民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案に対応するものであります。もし、この法案が成立しますと、就業場所への送達など送達制度が若干変ってきます。それに伴つて郵便送達報告書の様式が改正されることにならうかと思います。御承知のように、この郵便送達報告書の様式については、郵政省令である郵便規則で定



席書記官

会同を予

す。

二つ目は、『事件記録の編成に関する通達の解説』であります。これは、本年一月に家事事件記録の編成に関する事務局として、家裁の書記官事務、訟廷事務の改善についての問題、あるいは、首席書記官が行う指導、監督についての問題といった点を取り上げて頂く予定であります。やはり、本日もテーマになりました大量退職期に向つての具体的な方策について、問題の重点が置かれる事にならうかと思います。

そのためには、従来の様式の規格をB

5からB4にする

こと

つまり、かなりの省力化ができるのではないか

こと

であります。

これと

いう提案であります。

書記官が押収物總目録をつくる際に、複

写で品目、数量を書けばあとの者はその

記載を利用して使える

こと

になります。

これにより、最初に係

りぞれ書いていたものを、複写によって

一度に書ける

ようにしたらどうかといふ

こと

であります。

これにより、最初に係

りぞれ書いていたものを、複写によって

一度に書ける

ようにしたらどうかといふ

められておりますので、今後の法案の審議の状況を見ながらこの様式を検討し、郵政省側と協議することにならうかと思います。

五 その他の

柏谷企画調査部長 どうもありがとうございます。
ございました。それでは、最後のその他ですが、私どもの方で用意した事項はありませんので、総務局の方でこの際、お話ををしていただけたらということがありましら、お願いいたします。

荒井第一課長 情報提供というものですが、三、四点話をさせていただきま

先ほど、コンピューターあるいは事務機器の導入の問題について、第二、三課長から話がありました。総務局を取り扱っている裁判統計の事務処理の関係で、昭和五六年度から三年計画でデータベースシステムの導入ということで、今、二年目に入つて作業を進めているわけです。これは、基本的には現在裁判統計の事件を各庁の御協力で送つて頂いています。別にクロスを取りたいと思っても、新たにプログラムを組んでからやら

められておりませんので、今後の法案の審議の状況を見ながらこの様式を検討し、郵政省側と協議することにならうかと思います。

柏谷企画調査部長 どうもありがとうございます。
ございました。それでは、最後のその他ですが、私どもの方で用意した事項はありませんので、総務局の方でこの際、お話ををしていただけたらということがありましら、お願いいたします。

荒井第一課長 情報提供というものですが、三、四点話をさせていただきま

すが、民訴法等の一部を改正する法律案が、今、参議院で審議に入つたところであります。この改正のポイントが四点ほどあります。かなり書記官事務に關係の深いものです。この改正是、和解その他の裁判によらずして訴訟が完結した場合には、証人や鑑定人の陳述や検証の結果の記載を省略することができます。これができるといふ条文が新たに作られることになります。これは、一週間以内に当事者の方からその記載の要求があれば記載しなければならないという例外的措置はあります。基本的には上訴その他可能性がない場合について無駄を省くことになります。

第三点は、民事の判決書における証拠と、民間に全戸不在などということで送り返されるものが、五八年度中に完成しますと、各戸から頂いた情報を総括から斜めからいろいろなクロス集計をして、その必要な資料を即座に選べるという仕組みになるわけです。それに伴つて、下級裁の資料課が自ら統計のためにいろいろ手間をかけてやっておられる仕事を、近い将来ある程度総務局の統計課の方で肩代りし、迅速に提供できるようにしたいといふ構想を持っています。

それから、杉原参考官から郵便送達報告書についての改正の問題が出ました。そこで、これもいろいろ例外的な手段をしておりますが、就業場所に送達し、その効力を生ぜしめるという趣旨の改正が加わっております。この関係で、国会の審議の中でプライバシー問題がいろいろあるため、これを安直に適用されてしまうということがいろいろ言わわれています。その辺の運用上の問題については、今後法律が成立した暁には、書記官事務の在り方として検討していくかなければいけない一つにならうかと思ひます。

ついでに申しますと、刑訴法第五四条で民訴法を準用していますが、刑事案件については、プライバシー保護の見地から、最高裁判規則でもつて就業場所への送達という民訴法の規定は適用から除外するという方向で、今刑事局を中心として検討が行われています。

それから、家裁関係で申しますと、家事事件については、民訴法と同じ方向で就業場所への送達の規定を準用しようと考へられていますが、少年事件についての可能性がない場合について無駄を省くことになります。

この法案の施行期日が昭和五七年〇月一日とされております。その施行に備え、また施行後の運用の方向についてい

なければいけないということで、事務処理上限度があります。

です。これは、民事局の調査によりますと、民間に全戸不在などということで送り返されるものが二〇パーセント近くあらうようですが、そのためには、書記官事務と裁判の標題を引用することができるとするものです。実務上記録中の証人等自録及び書記官録のとおりとして引用している運用がないわけではありません。しかし、今のところは、最高裁判決は、民訴法第一九一条にいう事実及び争点には、証拠の申出も含まれ、その記載をするが、その記載がないだけでは判決に影響を及ぼさない、判決手続の違背にもならないとして敷衍的判断の扱いになつています。それを認知しようとするわけです。

す。

第三点は、民事の判決書における証拠関係の記載については、訴訟記録中の証拠の標題を引用することができるとするものです。実務上記録中の証人等自録及び書記官録のとおりとして引用している運用がないわけではありません。しかし、今のところは、最高裁判決は、民訴法第一九一条にいう事実及び争点には、証拠の申出も含まれ、その記載をするが、その記載がないだけでは判決に影響を及ぼさない、判決手続の違背にもならないとして敷衍的判断の扱いになつています。それを認知しようとするわけです。

第三点は、民事の判決書における証拠と、民間に全戸不在などということで送り返されるものが、五八年度中に完成しますと、各戸から頂いた情報を総括から斜めからいろいろなクロス集計をして、その必要な資料を即座に選べるという仕組みになるわけです。それに伴つて、下級裁の資料課が自ら統計のためにいろいろ手間をかけてやっておられる仕事を、近い将来ある程度総務局の統計課の方で肩代りし、迅速に提供できるようにしたいといふ構想を持っています。

それから、杉原参考官から郵便送達報告書についての改正の問題が出ました。そこで、これもいろいろ例外的な手段をしておりますが、就業場所に送達し、その効力を生ぜしめるという趣旨の改正が加わっております。この関係で、国会の審議の中でプライバシー問題がいろいろあるため、これを安直に適用されてしまうということがいろいろ言わわれています。その辺の運用上の問題については、今後法律が成立した暁には、書記官事務の在り方として検討していくかなければいけない一つにならうかと思ひます。

ついでに申しますと、刑訴法第五四条で民訴法を準用していますが、刑事案件については、プライバシー保護の見地から、最高裁判規則でもつて就業場所への送達といふ民訴法の規定は適用から除外するという方向で、今刑事局を中心として検討が行われています。

それから、家裁関係で申しますと、家事事件については、民訴法と同じ方向で就業場所への送達の規定を準用しようと考へられていますが、少年事件についての可能性がない場合について無駄を省くことになります。

この法案の施行期日が昭和五七年〇月一日とされております。その施行に備え、また施行後の運用の方向についてい

いろいろ御検討をいただきなければならぬ問題が出てくるだらうと思います。概して言えれば、今国会の議論の中で出でておりますのは、省力化ということに対しての危惧、例えば、「裁判によらずして訴訟が完結した場合の調査の省略」が選用され必要な調査が迅速に作成されなくなるのではないか、あるいは、書記官を含めて裁判所が審理をするためだけに改正しようとしているのではないか、國民へのサービスが薄くなるのではないかといふような意見です。しかし、改正の趣旨は、大事な必要なものについて手を抜こうとするものではなく、いわば、弊害もなく、実質的な必要な部分については力を省いて、余力があればもっと本質的な部分に注じようだと思います。こういう精神で実際上の運用をどうしてゆくかということについて、いろいろと考えていただきなければならない問題が出てくるであらうと思います。

それから裁判所法の改正であります。が、新聞などにも取り上げられており、簡易裁判所の民事事件の事物管轄の変動その他によって本来なら簡裁で処理されるべき事件が、名目類が上つたということで地裁へ持ち込まれている。一〇年前ならば簡裁に持ち込まれた事件

が、地裁まで行かなければ処理してもらえないという利用者側の不便の結果を来る所以があり、それは同時に地裁の負担が相対的に重くなつたことを意味する。裁判によらずして訴訟が完結した場合の調査の省略が選用され必要な調査が迅速に作成されなくなるのではないか、あるいは、書記官を含めて裁判所が審理をするためだけに改正しようとしているのではないか、國民へのサービスが薄くなるのではないかといふような意見です。しかし、改正の趣旨は、大事な必要なものについて手を抜こうとするものではなく、いわば、弊害もなく、実質的な必要な部分については力を省いて、余力があればもっと本質的な部分に注じようだと思います。こういう精神で実際上の運用をどうしてゆくかということについて、いろいろと考えていただきなければならない問題が出てくるであらうと思います。

その改正点は、訴訟の点では九〇万円に引き上げる。ただ、簡裁と地裁との役割分担ということからいふと、難しい事件はやはりなるべく地裁で処理されることがあります。これも訴訟の引き延ばしのため使われることを防止するという趣旨で、但書きで苦しく訴訟手続を遅延させる場合には、この限りではないというようない事件と申します。

その結果、地裁及び簡裁にどの程度の事件が持ち込まれるか。これは、従来の訴訟の改訂だけの改正であれば推計がし

易かつたわけですが、不動産の競合管轄とか、必要的移送の手当があるために推計が難しい。ただ、不動産事件は、お

そ当事者双方またはいずれかに弁護士代理人が付くというのが八割を超えるので、この種事件については地裁が選ばれるという事は高い見えてよいではないか。そこで、仮りに九〇万円未満の不動産事件のうち八割は地裁に持ち込まれるという形で推計しますと、全国で年間二万件で地裁

が、地裁まで行かなければ処理してもらえないという利用者側の不便の結果を来る所以があり、それは同時に地裁の負担が相対的に重くなつたことを意味する。裁判によらずして訴訟が完結した場合の調査の省略が選用され必要な調査が迅速に作成されなくなるのではないか、あるいは、書記官を含めて裁判所が審理をするためだけに改正をめぐるに至ったわけです。

その改正点は、訴訟の点では九〇万円に引き上げる。ただ、簡裁と地裁との役割分担ということからいふと、難しい事件はやはりなるべく地裁で処理されることがあります。これも訴訟の引き延ばしのため使われることを防止するという趣旨で、但書きで苦しく訴訟手続を遅延させる場合には、この限りではないというようない事件と申します。

その結果、地裁及び簡裁にどの程度の事件が持ち込まれるか。これは、従来の訴訟の改訂だけの改正であれば推計がし易かつたわけですが、不動産の競合管轄とか、必要的移送の手当があるために推計が難しい。ただ、不動産事件は、おそらく簡裁へ移動することになります。たゞ、それとのバランスからして、いつまでも地裁への移送の申立を認めるわけにはいかない。したがって、この被告の移送の申立ては、被告が本訴について答弁をする前に限られています。

それから、不動産事件以外にも難かい事件と申しますのはあります。それについては、地裁の門戸を開くという趣旨で、およそあらゆる事件について、双方の合意があれば地裁の方に必要的に移送しなければいけない。こういう手当もあります。これも訴訟の引き延ばしのために使われることを防止するという趣旨で、但書きで苦しく訴訟手続を遅延させる場合には、この限りではないというようない事件と申します。

その結果、地裁及び簡裁にどの程度の事件が持ち込まれるか。これは、従来の訴訟の改訂だけの改正であれば推計がし易かつたわけですが、不動産の競合管轄とか、必要的移送の手当があるために推計が難しい。ただ、不動産事件は、おそらく簡裁へ移動することになります。たゞ、それとのバランスからして、いつまでも地裁への移送の申立を認めるわけにはいかない。したがって、この被告の移送の申立ては、被告が本訴について答弁をする前に限られています。

それから、不動産事件以外にも難かい事件と申しますのはあります。それについては、地裁の門戸を開くという趣旨で、およそあらゆる事件について、双方の合意があれば地裁の方に必要的に移送しなければいけない。こういう手当もあります。これも訴訟の引き延ばしのためには人の手當も、事件の推進を見て考慮いかなければならぬであろうと考えています。必要な移送の問題、その運送、あるいは競合管轄になった場合の窓口事務の問題についても、やはり書記官サイドでいろいろと考えてもらわなければならぬ問題があると思います。

なお、今回の改正案に關連して、簡裁の特に窓口事務を充実すべきであるといふ意見が、弁護士会あたりからかなり出ています。これも裁判所として、できるかぎりの運用は考えていかなければならぬことですので、調停あるいは訴訟を問わず、口頭受理とか單口頭定型訴状による訴訟起の運用の充実を含めて、

あれば一二三件になるとか、二〇件程度のところでは二〇数件になるとかいふことなので、そのような簡裁では、負担の面でそれほど大きな影響が出ないのではないか。したがって、この被告の移送の申立ては、被告が本訴について答弁をする前に限られています。

それから、不動産事件以外にも難かい事件と申しますのはあります。それについては、地裁の門戸を開くという趣旨で、およそあらゆる事件について、双方の合意があれば地裁の方に必要的に移送しなければいけない。こういう手当もあります。これも訴訟の引き延ばしのためには人の手當も、事件の推進を見て考慮いかなければならぬであろうと考えています。必要な移送の問題、その運送、あるいは競合管轄になった場合の窓口事務の問題についても、やはり書記官サイドでいろいろと考えてもらわなければならぬ問題があると思います。

なお、今回の改正案に關連して、簡裁の特に窓口事務を充実すべきであるといふ意見が、弁護士会あたりからかなり出ています。これも裁判所として、できるかぎりの運用は考えていかなければならぬことですので、調停あるいは訴訟を問わず、口頭受理とか單口頭定型訴状による訴訟起の運用の充実を含めて、

最後に、書記官等一般職の方々の海外派遣については、かねがねその人故、期

心してきたところですが、本年度から從來の一ヶ月のコースのほか、一人とりあえず一年間コースで派遣できる運びになりました。

この構想の実現については、関係局等のいろいろな協力があつたわけですが、中堅の書記官、事務官、家裁調査官職を対象として、来年以降も続けられるようになります。

小林総務部長 さしあたりは、それは上級職格者を当てられるわけですか。

堀龍任用課長 今年の人選は、今月中に最終決定をしたいと思っていますが、候補者を上級職試験に受かった人だけに限定しているわけではありません。

今後の人選については、一般の職員の皆さんの志気の鼓舞という観点から、競争試験による方法を考えたいと思っています。

柏谷企画調査部長 どうも御多忙のと

ころ貴重なお話をいただき、ありがとうございます。これをもって本日の座談会を終らせていただきます。